

越生町のマスコット「うめりん」着ぐるみ貸出要領

1. 趣旨

越生町マスコット「うめりん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）は、越生町の町民活動グループや団体及び企業が企画・実施しているイベント等で適当と認められるものに貸出しするものとする。

2. 貸出手続き

（1）利用資格

町内で活動するグループや団体及び町内企業

（2）貸出条件

- ①越生町や「うめりん」のイメージを損なうような使用をしないこと。
- ②着ぐるみの正しい使用方法に従って使用すること。
- ③法令及び公序良俗に反しないこと。
- ④風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に該当しないこと。
- ⑤貸金業法第2条第1項に規定する貸金業でないこと。
- ⑥選挙活動や布教活動などに関連した使用をしないこと。
- ⑦貸出期間は5日以内とする。
- ⑧その他町長が特に認めるもの。

（3）使用料金等

- ①1体につき、1日1,000円（使用期間）
- ②使用料金は納入通知書により、着ぐるみ返却日から起算して7日以内に町へ納入するものとする。

（4）申請方法

着ぐるみ貸出承認申請書（様式第1号）を使用日の1週間前までに必要事項を記入の上、使用料金を添えて、次のところへ提出すること。

越生町産業観光課（越生町役場 1F）

Tel 049（292）3121

（5）貸出承認

着ぐるみの貸出しの承認は申請内容を審査し、着ぐるみ貸出承認書（様式第2号）をもって行う。

（6）遵守事項

- ①承認された用途のみに使用すること。
- ②貸出期間を遵守すること。なお、原則貸出しは使用日の前日、返却は使用日の翌日とし、貸出返却時間は、午前9時から午後5時までとする。
- ③着ぐるみの装着に関しては、「越生町マスコット「うめりん」着ぐるみ装着要領」を遵守すること。

3. 留意事項

- (1) 借用者がこの規定に違反したと認めた場合は、貸出承認を取り消すとともに、以後の貸出しは承認しない。また、そのために借用者が損害を受けたとしても、町は一切の責任を負わない。
- (2) 着ぐるみを汚損した場合は、借用者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。また、承認者が着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときも同様とする。
- (3) 着ぐるみの利用に際しては、常に安全等に留意し、利用に当たって発生した事故等については、借用者の責任において適切に処理すること。
- (4) この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについての必要事項は、町の判断するところとする。

付 則

この要領は、平成22年11月24日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年 9月 1日から施行する。